

令和 7 年三重県議会定例会
政策企画雇用経済観光常任委員会説明資料

目 次

◎所管事項

- (1) 『『令和 7 年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見』
への回答について（関係分） 1
- (2) 三重県国土強靱化地域計画の改訂について 3
- (3) 「ゼロエミッションみえ」プロジェクトについて 5
- (4) 三重県総合教育会議の開催状況について 14
- (5) ジェンダーギャップ解消に向けた基本戦略について 16
- (6) 広域連携の取組（知事会議の開催結果）について 19

《別冊資料》

- 資料 1 三重県国土強靱化地域計画（最終案）
- 資料 2 別冊「三重県国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業」
- 資料 3 三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略 中間案

令和 7 年 10 月 16 日
政 策 企 画 部

所管事項

(1) 「『令和7年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について（関係分）

(総括事項)

番号	申し入れ 内容	主担当部名	委員会意見	回答
1	県内産業の持続的な発展に向けて	政策企画部	県内産業の発展は地域経済の活性化につながり、県民生活の向上に寄与する重要なものです。 しかしながら、エネルギー価格等の物価高騰や人手不足、人件費の上昇、不安定な国際情勢、さらには米国関税措置への対応など、昨今の県内産業をとりまく環境は厳しいものとなっています。 県内事業者からは、先行きが見通せない現状について、不安視する声も聴かれるところです。 このような厳しい状況においても、県民が安心して豊かな暮らしを維持していくためには、県内の産業がその特色を活かしつつ、時代の変化に対応しながら持続的に発展することが必要です。 県は、各課題に対応したさまざまな対策や支援に、補正予算も編成しながら取り組んでいるところです。 県当局におかれては、県内産業の持続的な発展に向けて、引き続き、昨今の国内外の社会情勢の変化が県内産業・経済に与える影響を的確に把握・分析するとともに、県内産業を支える事業者の声をしっかりと聴き取り、必要な予算を確保したうえで、関係部局が連携しながら、実情に応じたきめ細かな取組を実施されるよう要望します。 また、今ある課題への対応のみに注力するのではなく、将来にわたって県内産業が発展できるよう、中長期的視点に立ち、取組を推進されることを要望します。	本県は、自動車産業などものづくりが盛んな県であり、関税の影響を受けやすい産業構造となっています。このことから、米国による関税措置に対しては、県内の産業や雇用を守り抜くため対策本部を速やかに立ち上げ、県内事業者等の影響を把握するとともに、資金繰りの対策等に取り組んでいます。 現在、事業者においては、米国関税への対応のみならず、育児・介護休業法改正に伴う職場環境の整備、労働安全衛生規則改正に伴う熱中症対策など、さまざまな対応が求められています。 引き続き事業者の声をしっかりと聴き取り、実情に応じた対策を講じていきます。 本県をとりまくさまざまな環境変化に対しては、中長期的な視点に立って的確に取組を展開していくため、概ね10年先の三重の姿を見据えた「強じんな美し国ビジョンみえ」に基づき、これまで人口減少対策や人材確保対策、ゼロエミッションなど、先手を打って取り組んできました。 今後の三重県を考える上で、戦略的に産業の発展を進めていくことが重要となります。 成長が見込まれる半導体産業については、外部有識者等の意見も聴き取りながら新たに振興方針の策定に取り組み、さらなる発展につなげます。また、関連産業への波及効果が大きい洋上風力発電については、県内経済の活性化や雇用の創出につながるものと期待しており、引き続きポテンシャル調査を行うなど、関係市町とともに取組を進めていきます。 今後は、農林水産業や観光産業なども含め県内産業のさらなる成長につなげられるよう、第63回神宮式年遷宮やリニア中央新幹線の開業などの好機も捉え、持続的な発展に向けた効果的な取組を展開していきます。

●行政運営の取組

(政策企画雇用経済観光常任委員会)

行政運営番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
1	総合計画の推進	政策企画部	人口減少対策について、結婚の支援のほか、保育士の確保による待機児童の解消など育児環境を整備し、自然減・社会減の両面から人口減少対策に取り組まれない。	待機児童に関しては地域により偏りが見られ、特に低年齢児が多くを占めている状況となっています。この背景には、保育士の確保が課題であると認識していることから、保育人材の確保や職場環境整備の支援に取り組んでまいります。また、近年の婚姻件数の減少傾向を踏まえ、新たにAIとビッグデータを活用したマッチングシステムを導入するなど、結婚への支援についても進めてまいります。若年層の県内定着に向けては、ジェンダーギャップの解消に取り組むなど、自然減・社会減の両面から人口減少対策を推進してまいります。
			三重県において、将来的に見込まれる産業構造の変化をふまえ、外国人の人材確保について、どのような国にアプローチしていくかなど、戦略的に取り組まれない。	外国人材の確保については、現状の労働力不足の緩和に向けて、「三重県人材確保対策推進方針」に沿った取組を着実に実行してまいります。また、県内産業別の労働力不足の状況や外国人材の送り出し国のデータ等を多角的に考慮し、今後、アプローチしていく対象国などについて、総合的に検討してまいります。

(2) 三重県国土強靱化地域計画の改訂について

1 計画改訂の経緯

三重県国土強靱化地域計画の改訂について、令和7年6月18日の政策企画雇用経済観光常任委員会における中間案の説明後、パブリックコメントや市町への意見照会を行い、寄せられたご意見等もふまえ、最終案を取りまとめました。(資料1、資料2)

今後、令和7年10月中に三重県国土強靱化地域計画の改訂・公表を行います。

2 中間案からの主な変更点等

政策企画雇用経済観光常任委員会でもいただいたご意見や、令和7年6月26日から同年7月28日まで募集したパブリックコメントおよび市町への意見照会により寄せられたご意見を反映するとともに、記述の精査を行いました。

また、別冊「三重県国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業」を取りまとめました。

(1) 政策企画雇用経済観光常任委員会（令和7年6月18日）意見の反映

反映状況は、次のとおりです。

ご意見の概要	意見反映の考え方
国の5か年加速化対策に続く20兆円規模の次期計画が示され、また、南海トラフ地震の発生確率の見直しもあった中、県民の期待感に応えられるような地域計画にしてほしい。	計画の冒頭に「はじめに」として、発生確率が見直され、切迫性が高まる中、県として国の支援等も積極的に活用し、ハード・ソフト両面から国土強靱化の取組を着実に推進していく旨の記述を追加しました。
三重県内だけの取組ではなく、たとえば、緊急輸送道路の整備などについて、広域的な視点も加味してほしい。	緊急輸送道路の整備に関連するリスクシナリオ1-2)地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生などについて、広域的な視点をふまえた記述に修正しました。

(2) パブリックコメントの結果

1団体から計4件のご意見をいただきました。

意見への対応状況は「意見反映」3件、「反映済み」1件で、反映した意見は、次のとおりです。

ご意見の概要	意見反映の考え方
被災者への経済的支援・生活再建について、損害保険や共済への加入も、被災者の生活再建等のために有効な手段である。地震保険、火災保険等の災害保険への加入および普及啓発について、記載を検討いただきたい。	被災者の生活再建に向けた支援に関連するリスクシナリオ6-4)事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態に、地震保険等への加入促進に向けた県民への啓発の記述を追加しました。
企業による事業継続や早期復旧について、特に中小企業において、「みえ防災・減災センター」等の公的機関からのBCP策定支援だけではなく、中小企業を取り巻く民間の支援機関（保険会社や商工団体、金融機関等）からのBCP策定支援の活用も図る旨の記	企業による事業継続の取組（BCP策定）促進に関連するリスクシナリオ2-4)被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止などに、保険会社や金融機関といった民間の支援機関との連携の記述を追加しました。

載を検討いただきたい。	また、企業防災に関する人材育成に関連するリスクシナリオ 4-1) サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下に、保険会社や金融機関といった民間の支援機関との連携の記述を追加しました。
企業による事業継続や雇用維持にあたっては、収益や財物の損害等に対する早期の経済的支援も必要。特に中小企業については、復旧見通しが立たず廃業したりするなどして、従業員の解雇や新卒採用の内定取り消しにつながるケースも多くある。事前にできる対策として、損害保険等（火災保険等）を普及啓発・加入促進することについて、記載を検討いただきたい。	失業対策等に関連するリスクシナリオ 6-6) 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響に、事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、保険会社や金融機関といった民間の支援機関との連携などによるBCP策定促進の記述を追加しました。

(3) 市町への意見照会の結果

1市から計1件のご意見をいただきました。

意見への対応状況は「意見反映」1件で、反映した意見は、次のとおりです。

ご意見の概要	意見反映の考え方
トイレカーやトイレトレーラーを三重県の広域拠点などに配備し、県と市町が共同運用することにより、効率的に必要な台数を確保することができ、避難所の環境改善につながるものと考え。加えて、一般社団法人助けあいジャパンによる全国的な受援・応援の仕組みである「災害派遣トイレネットワークプロジェクト」に参加することにより、三重県が被災した場合には、より多くの避難所で環境が改善され则认为。また、平常時の利用についても災害時のトイレ環境に係る課題等の普及啓発のため、広域的に県内の防災イベント等で活用することにより平常時の効率的な活用も見込まれる。これらのことから、県と各市町による共同購入・共同運用の体制構築に向けた検討を進めてほしい。	避難所における良好な生活環境の確保に関連するリスクシナリオ 2-3) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生に、民間事業者等との協定も活用した供給体制の確保の記述を追加しました。

(4) 別冊「三重県国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業」の取りまとめ

国土強靱化の取組に係る国の関係府省庁の支援（補助金等）を活用するため、三重県国土強靱化地域計画の推進方針に基づき実施する事業のうち、支援対象としての位置づけを想定する事業について、別冊「三重県国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業」として一覧に取りまとめました。

なお、当該別冊資料は、毎年度、更新・公表を行っているところであり、引き続き国の支援を積極的に活用し、国土強靱化の取組を着実に推進します。

(3)「ゼロエミッションみえ」プロジェクトについて

1 「ゼロエミッションみえ」プロジェクトの主な取組状況

カーボンニュートラルの実現に向けた取組を、産業・経済の発展につなげることを目的とした「ゼロエミッションみえ」プロジェクトについて、6つの柱ごとに取組を進めています（図1）。

令和7年度の上半期の主な取組状況及び今後の取組については次のとおりです。

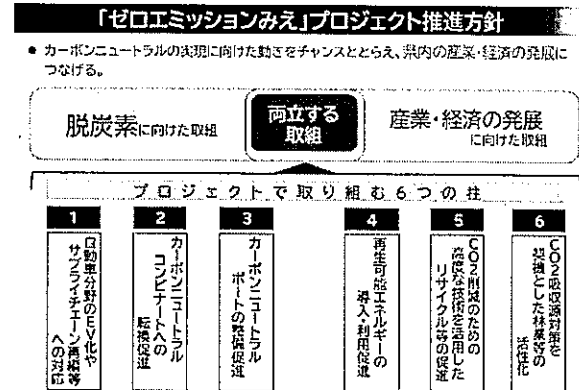


図1：「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針

(1) 自動車分野のEV化やサプライチェーン再編等への対応

県内自動車関連企業等の異業種への新規参入や販路開拓等を支援するため、専門人材（アドバイザー）によるマッチング等の伴走支援を実施しています。

また、次世代技術を用いた製品や高付加価値製品の開発・試作等を支援する「成長産業推進に向けた試作・開発支援事業補助金」により、8事業者を支援しています。

今後は、EV化をはじめとする自動車産業の構造変化をふまえ、県内自動車関連中小企業等のEV事業への新規参入や販路開拓、今後成長が期待される分野への業態転換等の支援、関係機関と連携した次世代人材育成に取り組めます。

(2) カーボンニュートラルコンビナートへの転換促進

「四日市コンビナートカーボンニュートラル化推進委員会」の部会等において、水素・アンモニアへの段階的な転換に向けた検討を進めています。

また、水素・アンモニア等の拠点化やインフラ整備に係る検討等を加速させるため、コンビナート企業の本社と県・四日市市との間で、「四日市コンビナートの維持・発展に向けた連携・協力に関する協定」を締結しました。

今後は、本協定もふまえ、推進委員会等における検討を加速化し、従来の石油化学コンビナートから、新たなエネルギー・素材の供給拠点への転換に向けて、四日市コンビナートの競争力強化や製品の高付加価値化に向けた取組を進めます。

(3) カーボンニュートラルポートの整備促進

四日市港では、水素・アンモニアの受入拠点整備に向けた検討を進めているほか、脱炭素化の取組を促進することを目的として国が運用しているCNP認証（コンテナターミナル）制度における認証取得に向けて、事業者と連携した検討を進めています。

また、津松阪港及び尾鷲港では、令和7年3月に作成した港湾脱炭素化推進計画に基づき脱炭素化に向けた取組を推進しています。

今後は、四日市港において港湾脱炭素化推進協議会への参画等を通じて港湾脱炭素化推進計画に基づく取組を推進するほか、津松阪港及び尾鷲港においては関係事業者による脱炭素化促進事業の進捗をフォローアップし、計画を推進します。

(4) 再生可能エネルギーの導入・利用促進

洋上風力発電について、大水深の海域も含めた広範囲の調査を実施しているほか、県内港湾活用の選択肢を検討するための可能性調査を実施しています。

また、ペロブスカイト太陽電池については、県内企業の参入を見据えて、事業領域やサプライチェーン、導入事例等に係る調査などを実施しています。

今後は、洋上風力発電に係る調査・情報収集を引き続き行い、関心のある地域への情報提供を行うほか、ペロブスカイト太陽電池の実証等に取り組むなど、再生可能エネルギーの導入・利用促進に向けた取組を関係部局が連携して進めます。

なお、県議会からの「地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入に関する提言書」をふまえた県の対応については、別紙のとおりです。

(5) CO₂削減のための高度な技術を活用したリサイクル等の促進

プラスチックの資源循環を促進するため、プラスチック使用製品を製造する事業者が必要とする再生プラスチックの質と量の確実な供給に向けた実態把握及び課題抽出を進めています。

また、将来排出量が顕著に増加し、廃棄物処理全体に支障が生じるおそれのある使用済み太陽光パネルについて、高度な資源循環に係る収益予測及び実現可能性の高い事業モデルの検討等を進めています。

今後は、プラスチックの高度なリサイクルを進めるため、使用済みプラスチックの効率的な分別回収体制を検討するほか、使用済み太陽光パネルの循環的利用に係る体制構築に向けて、関係事業者との意見交換の場を通じ、高度なリユース・リサイクル事業への新たな参入の促進に取り組みます。

(6) CO₂吸収源対策を契機とした林業等の活性化

温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証するJ-クレジットの創出を促進するため、県行造林をモデルにした効率的な認証取得の実証や効果的なクレジット販売手法の検証、林業DXによる省力化のための機器・ソフトウェア等の導入支援に取り組んでいます。

今後は、引き続き新たな県行造林においてJ-クレジット認証取得を進めるほか、令和7年1月に取得したJ-クレジットの販売に取り組みます。

また、森林由来のJ-クレジット、ブルーカーボン（海洋生物によって吸収・貯留されている炭素）クレジットの普及啓発を行い、三重の自然由来カーボンクレジットの活用拡大に向けて取り組めます。

2 今後の予定

「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針に基づき取組を進め、部局を超えた情報共有や事業の連携を図るなど、推進方針で掲げためざす姿の達成に向けて取り組めます。

地域との共生が図られた再生可能エネルギー（太陽光発電）の導入等の検討状況について

検討状況の概要

令和5年6月、三重県議会において「再生可能エネルギーに関する検討会」が設置され、令和6年3月、知事に対して「地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入に関する提言書」が提出されました。その中で、県内に広く設置されている太陽光発電について、防災上、環境上等の影響が懸念されることから、立地場所に応じた対策が必要であるとされ、条例による設置規制区域の導入や適正な維持管理の義務化等について提言されました。また、県民からは太陽光発電施設に係る相談等が寄せられています。

こうした状況をふまえ、県では、地域と共生した再生可能エネルギー（太陽光発電）の導入のための課題を整理し、対応策の検討を進めてきました。

地域と共生した太陽光発電の導入に向けて、大きく2つの方向（指導・規制等の方策と持続的な森林保全）で対応します。指導・規制等の方策として、森林法の運用強化や「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の改訂による行政指導の強化、条例の検討のほか、県環境影響評価条例の適用対象拡大や法定外税導入の必要性の検討を進めます。また、持続的な森林保全として、「森林由来」¹「クレジット」の推進に関する条例（仮称）の検討を進めます。さらに、これらの対応を進めるための庁内横断的な仕組みづくりに取り組みます。

1 現状と課題

- 太陽光発電の導入については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）に基づく取組に加え、機器の安全については電気事業法、土地造成の安全については関係法（森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防三法（砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律））に基づく許可制度の運用など、関係法令に基づき取り組んでいます（参考）。
- 太陽光発電施設の適正導入に向けて、ガイドラインを県が策定し、国・市町と連携して行政指導を実施しています。
- 令和6年4月には再エネ特措法が改正され、FIT²/FIP³認定を取得した事業者が関係法令等に違反している場合は、交付金を一時停止する制度の創設等の措置が実施されました。また、再エネ特措法の改正をふまえ、令和6年9月、県のガイドラインを改訂し、事業者が実施する事項として土地造成の関係法に基づく

¹ 省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

² 再生可能エネルギー固定価格買取制度。再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務づける制度。再生可能エネルギーを買い取る費用が全国一律になるよう、賦課金という形で電気の使用量に応じて電力利用者が負担する。

³ 売電価格に「プレミアム」を上乗せする制度。再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、FIT制度のように固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せすることで再エネ導入を促進する制度。

許可等を受けていることを示す書類を県・市町へ提出することなどを追加しました。

- 国内の太陽光発電は、着実に導入量が伸びていますが、自然環境への影響、土砂災害の発生、維持管理の不全等が懸念されることから、地域住民等の不安が高まっています。
- 県議会からは、「地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入に関する提言書」が、令和6年3月に知事へ提出されたほか、市町からも非FIT施設を含めた制度の強化、部局横断的な体制の整備が求められています。
- こうした中、地域と共生した太陽光発電の導入を進めるため、関係部局で構成する「地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入検討部会」を設置し、県内に設置されている太陽光発電施設の現状等をふまえ、対応策を検討しています。

2 三重県議会からの主な提言内容

(1) 条例による設置規制区域の導入及び適正な維持管理の義務化

- 森林伐採を伴う区域、土砂災害のおそれのある区域等を設置規制区域とし、小規模であっても県の許可制とするとともに、設置規制区域外においては、県への届出制とすること。また、事業者に対し、適正な維持管理及び廃棄を義務づけること。

(2) 太陽光発電に対する環境影響評価の対象拡大等

- 施工区域が10ha未満であっても、森林をはじめとする環境への影響が懸念される地域におけるものについては、三重県環境影響評価条例の対象とすること。

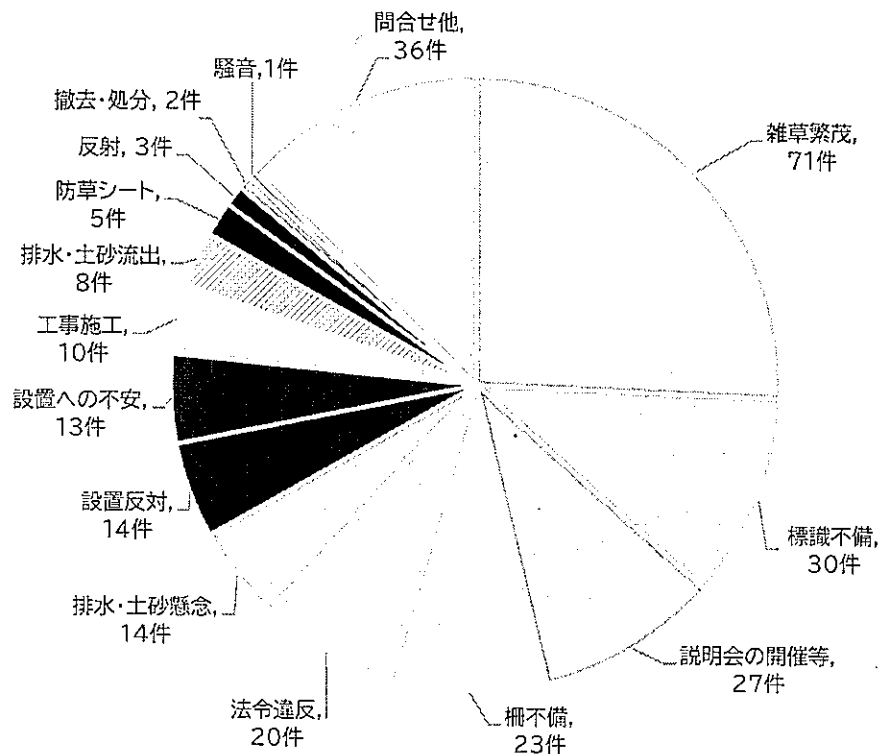
(3) 法定外税等による適地誘導等

- 地域との共生を図ることを目的に、再生可能エネルギー施設に対する法定外税を導入することなどにより、森林伐採を伴う地域等における設置の抑制をめざすこと。

3 県民からの声

- 太陽光発電施設に係る県民からの相談等の件数は、令和4年度から令和6年度までの3年間で229件、それを内容別に整理すると277件でした。雑草繁茂(71件(25.6%))や標識不備(30件(10.8%))、柵不備(23件(8.3%))など約45%が維持管理に関するものであり、次いで説明会の開催等に関するもの(27件(9.7%))が多くなっています。
- また、太陽光発電施設の設置を目的とする森林開発で、法令に基づく許可制度の対象となる規模未満に分割されて開発が進められている事例があります。

＜太陽光発電施設に係る内容別相談等件数（令和４～６年度）＞



出典：三重県調べ

4 基本的な考え方

- 憲法第 29 条第 1 項は財産権を保障しており、太陽光発電施設の設置は、土地所有者や土地所有者と契約した事業者等が行うもので、財産権行使の一形態にあたります。また、太陽光発電をはじめとして、再生可能エネルギー源の利用については、国が再エネ特措法を定め、促進していくこととされています。
- 地方自治体の自主的な法規である条例については、「法律の範囲内で」（憲法第 94 条）、「法令に違反しない限りにおいて」（地方自治法第 14 条第 1 項）制定することができます。
- 国が法令で定める基準を超えて県の条例で規制する場合は、県として裏づけとなるデータ等の根拠や合理性（立法事実※）が必要となります。
- 太陽光発電施設の規制に関する条例を制定しているのは 9 県（青森県、宮城県、山形県、山梨県、長野県、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県）です。
- 県民からの相談内容等をふまえ、現時点では、法の運用や行政指導の強化等を図ることで対応していくことが適当であると考えています。
- 太陽光発電施設の設置を目的とする開発に伴う災害・被害発生状況や行政指導をふまえた事業者の取組状況等について、県民の声を確認するなど状況を見ながら、条例の検討を進めます。

※立法事実…立法目的及び立法目的を達成する手段の合理性や必要性を支える社会的、経済的、文化的一般事実

5 対応方針

- 地域と共生した太陽光発電の導入については、大きく2つの方向（指導・規制等の方策と持続的な森林保全）で対応します。

(1) 指導・規制等の方策について

ア 太陽光発電の導入に係る指導・規制について

(ア) 森林法の運用強化

- 森林法に基づく林地開発許可制度では、0.5haを超える太陽光発電施設の開発行為は、県の許可が必要になります。
- 開発行為の規模は、「場所」、「時期」、「人格」の相異にかかわらず一体性を有するものの規模をいいます。
- 本県の場合、「場所」、「時期」、「人格」の3つの区分の全てについて、一体性を有するものと判断される場合は、これらの開発行為が一体性を有すると取り扱っています。
- 林地開発許可制度の規制逃れを抑制する観点から、「場所」、「時期」、「人格」の一体性の個々の状況に応じて総合的に判断するよう、一体性の判断基準を見直します（令和8年4月1日運用開始予定）。

現 行	見直し案
「場所」、「時期」、「人格」の 「 <u>全てに該当する場合</u> 」に一体性 があると判断	「場所」、「時期」、「人格」の 「 <u>個々の状況に応じて総合的</u> 」に一体 性を判断 ※「 <u>全てに該当する場合</u> 」を削除

(イ) ガイドラインの改訂による行政指導の強化

- 県民の不安解消等を進め、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を進めるため、令和8年4月1日施行をめざし、県のガイドラインの改訂を検討します。
- 具体的には、ガイドラインの適用範囲の拡大（非FIT/FIPの追加、規模要件の見直し）、地域住民とのコミュニケーションの徹底（説明会や協定締結の運用明確化）、発電事業者が取るべき措置の明確化（反射光等への対策の明確化）などを盛り込む予定です。
- なお、改訂されたガイドラインを運用していく中で、生命、財産に危険を及ぼすような重大な事案のおそれがある場合や、県民の声を確認する中でガイドラインに基づく行政指導が守られない事例が積み重なれば、条例の検討が必要と考えられ、その旨をガイドラインに記載します。

イ 三重県環境影響評価条例の適用対象の拡大について

- 環境影響評価（環境アセスメント）は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、事業者自らが調査・予測・評価を行い、関係自治体や住民等からの意見を聴きながら、環境保全の観点からより良い事業計画を作り上げていくための手続きを定めた制度です。
- 太陽光発電施設の設置については、環境影響評価法及び三重県環境影響評価条例の対象事業と位置づけられています。

＜環境影響評価制度の概要＞

	環境影響評価法	三重県環境影響評価条例
事業種類	太陽電池発電所	宅地その他の用地造成
対象規模	第1種事業：出力4万kW以上 第2種事業：出力3万kW以上 4万kW未満	20ha以上 (準対象事業は10ha以上) (特別地域は5ha以上)

- 三重県環境影響評価条例では、造成を伴う太陽光発電施設の設置は「宅地その他の用地造成」の中で手続きの要否を判断しており、事業規模が20ha以上の場合には環境アセスメント手続きを、10ha以上20ha未満の場合は準対象事業として簡易的環境アセスメント手続きを課しています。なお、自然公園法等の「特別地域」が5ha以上含まれているときは、簡易的環境アセスメント手続きの対象となります。
- 規模要件の設定にあたっては、山梨県、兵庫県、奈良県といった先行自治体を参考にするとともに、三重県環境審議会等で有識者を含めさまざまな方の意見を聴きながら、三重県の実態に即した要件となるよう検討していきます。

※他自治体における条例対象規模（太陽光発電施設の設置）

①山梨県：9ha（森林区域は0.5ha）、②③兵庫県・奈良県：5ha

④三重県：10ha（自然公園法等の特別地域は5ha）、⑤滋賀県：20ha（森林区域は15ha）

ウ 法定外税の検討について

- 地域との共生を図ることを目的として、再生可能エネルギー施設に対する法定外税を宮城県が令和6年4月に全国で初めて導入しました。0.5ha超の森林開発区域に所在する再エネ発電設備を課税対象とし、地域との共生が図られていると認められる設備は非課税となります。
- 宮城県では観光地における大型風力発電施設の設置を巡ってトラブルが発生しているという地域事情がありました。
- 有識者からは、太陽光発電の設置規制を目的に税制度を導入することには、財産権の侵害等のおそれがあり、慎重な検討が必要であるという意見があります。
- 再生可能エネルギー施設に対する税制度導入による適地誘導の効果と、既にある太陽光発電施設と税制度導入後に設置される太陽光発電の取扱の公平性について考慮しつつ、引き続き先行県への聴き取りにより情報収集を図るなど、法定外税の導入の必要性について検討します。

(2) 持続的な森林保全について

- 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく国の温室効果ガス排出削減目標への対応や企業等の環境問題への関心からＪ－クレジットの購入ニーズは高まっていくことが予想されます。
- Ｊ－クレジット制度の活用には、森林を一定期間、適切に経営管理していく必要があることから、林地開発に対する抑止につながることも期待されます。
- 森林（人工林）を保全していくには、間伐や主伐・再造林など、適切な森林管理を進める必要があることから、CO₂吸収量をＪ－クレジットとして販売し、収益を森林管理に活用していく取組を推進するとともに、「森林由来Ｊ－クレジットの推進に関する条例（仮称）」の制定に向けた検討を進めます。

(3) その他の対応について

- 地域と共生した太陽光発電の導入に向けた対応（指導・規制等の方策と持続的な森林保全）について、情報共有等を図る庁内横断的な仕組みづくりに取り組みます。

(参考) 主な関係法令等の規制等の内容

法令等の名称	主な内容
環境影響評価法	・ 太陽電池発電所で出力 4 万 kW 以上は必ず環境アセスメントを実施（第 1 種事業）。同じく出力 3 万 kW 以上 4 万 kW 未満は環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断（第 2 種事業）
三重県環境影響評価条例	・ 太陽光発電に係る土地造成で、20ha 以上は環境アセスメントを実施、10ha 以上は簡易的環境アセスメントを実施
森林法	・ 地域森林計画の対象となる民有林（保安林等を除く）における太陽光発電設備の設置面積が 0.5ha を超える開発行為には、県の許可が必要 許可基準： （１）災害の防止（例：傾斜度が 30 度以上の場合には、防災施設を設置） （２）水害の防止（例：排水施設及び洪水調整池を設置） （３）水の確保（例：貯水池又は導水路を設置） （４）環境の保全（例：区域内における森林率を 25% 以上確保）など
宅地造成及び特定盛土等規制法	・ 宅地造成等工事規制区域において 1m を超える盛土、特定盛土等規制区域において 2m を超える盛土により崖を生じる場合等には、県の許可が必要
砂防法	・ 砂防指定地において 2m 以上の切土や盛土をする場合等には、県の許可が必要
地すべり等防止法	・ 地すべり防止区域において 2m 以上の切土をする場合等には、県の許可が必要
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	・ 急傾斜地崩壊危険区域において切土、盛土をする場合等には、県の許可が必要
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法	・ 国への F I T / F I P 申請前に、森林法、盛土規制法、砂防三法に係る県の許可が必要 ・ 国へ事業計画書を提出し、認定を受ける（F I T / F I P 制度）
電気事業法	・ 設備の保安に関する技術基準への適合・維持を義務づけ ※ F I T / F I P 制度の有無に関わらず、全ての電源を対象（一般用電気工作物（10kW 未満）にも適用） ・ 出力 50kW 以上の太陽電池発電所を設置するときは、保安規程の国への届出や電気主任技術者の選任等が必要
三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン	・ 50kW 以上の F I T / F I P 制度の認定申請施設が対象 ・ 事業者の遵守事項等を規定（県は本ガイドラインに基づき適正導入に向けた行政指導等を実施）

(4) 三重県総合教育会議の開催状況について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置した、知事と教育委員会で構成する三重県総合教育会議を次のとおり開催しました。

この会議は、知事と教育委員会が、十分な意思の疎通を図り、本県の教育に係る課題やあるべき姿を共有し、連携して三重の教育行政に取り組むことを目的とするものです。

1 令和7年度第1回三重県総合教育会議（令和7年6月23日開催）

(1) 出席者

（知事）一見勝之

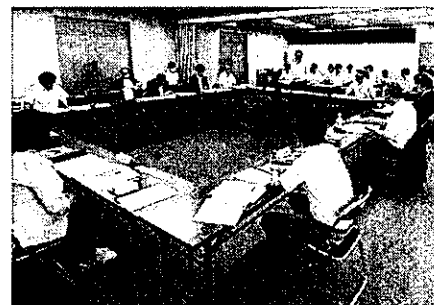
（教育長）福永和伸

（教育委員）大森達也、富樫健二、安田悦子、横山史子

（有識者）ビオス法律事務所 弁護士 白山雄一郎

東京理科大学 教授 八並光俊

公益社団法人子どもの発達科学研究所 所長 和久田学



(2) 議題 いじめ対策について

(3) 主な意見

項目	意見内容
いじめの防止	・ いじめの深刻化を防ぐために、知事部局、教育委員会、弁護士会、医師会などが連携して就学前の子どもたちの非認知能力の育成に取り組むことが必要。（大森委員） ・ 子どもたち同士で人間関係のトラブルを解決できる力を育む教育が必要。（安田委員） ・ 就職した後、仕事をしていく中で人間関係のトラブルが起こることがあり、子どもたちが自分たちで問題を解決できる力を学校で身につけて欲しい。（横山委員） ・ いじめの予防に向けては、子どもたちが感動したり、自他のよいところを発見したりできるよう、教科学習や特別活動などを見直していくことが必要。（八並氏） ・ いじめの予防に向けては、教師の行動・態度や学校の雰囲気などが、子どもの行動に影響するというエビデンスがあることをふまえ、変化する子どもたち個人の状態や学校風土を科学的に把握して見える化することが重要。（和久田氏） ・ 教員の皆さんが専門的な教材やプログラムを活用しながら具体的なアクションを取り、自分自身で問題解決できる子どもたちを育てていくことがいじめ予防だけでなく、子どもの健全な発達につながることから重要であると考えられる。（和久田氏）

項目	意見内容
いじめの早期発見・ いじめへの対処	・ いじめへの対応では、被害者側の主張に寄り添う必要があるなど学校側の裁量の余地が限られ、過剰に振り回される面があり、学校現場の負担軽減に向けた対策が必要。(福永教育長) ・ いじめが起きている場合にスクールカウンセラー等の専門職と連携して方針を決定することや、教職員がスクールロイヤーなど専門職機関に協力要請できる体制づくりを行うことが大切。(富樫委員) ・ いじめの深刻化を防ぐためには、いじめが起きたときに、しっかりと対応して子どもたちの理解を促すことが重要。(横山委員) ・ いじめ予防授業やいじめ対策アドバイザー、スクールロイヤー、いじめ重大事態調査委員会といった弁護士会と連携した対策は、主にいじめの未然防止や早期発見、早期対応、事後的な調査等を目的としており、紛争を直接的に解決する部分が制度として弱いと感じる。紛争解決に向けて、各専門家が相互に連携し、意見交換やヒアリングを行い、解決の道筋を示す「学校問題ADR」について、今後、準備を進めてはどうか。(白山氏)
共通	・ 加害者にいじめの意識がない無自覚ないじめや、加害者と被害者が入れ替わる双方向のいじめなど、予防を含め、対応が難しいいじめが目立つようになってきている。(福永教育長) ・ いじめ対策においてPDCAサイクルをまわし、対策に生かしていくことが重要。(大森委員) ・ 教員を対象とした、いじめ防止対策推進法等に関する研修の強化も必要。(富樫委員) ・ 保護者が本当に忙しかったり、家庭が問題を抱えていたりすることがあり、保護者自身が孤立しないよう、地域での取組や子どもたちをみんなで見守る取組が必要。(安田委員) ・ 生徒指導は、経験則ではなく、生徒指導の理論・考え方等がまとめられた「生徒指導提要」に基づいて行うべき。(八並氏) ・ 学校いじめ対策委員会の議事録を保存することが必要。(八並氏) ・ コミュニティスクールを中心に保護者や子どもたちを含めて学校いじめ防止基本方針の策定・点検等を行うことが必要。(八並氏)

2 今後の取組方向

令和7年度第1回三重県総合教育会議で出された意見をふまえ、いじめの防止等の取組を進めていくとともに、引き続き、知事と教育委員会が意思疎通を図り、連携して教育行政に取り組んでいきます。

(5) ジェンダーギャップ解消に向けた基本戦略について

三重県では転出が転入を上回る状況が続いており、その中でも若者、特に女性の転出超過に歯止めがかかっていません。こうした背景にはジェンダーギャップの存在が指摘されており、特に三重県においては、経済分野におけるさまざまな男女の格差が人口流出や人材不足の一因となっています。

三重県が人口減少対策をより進めていくためには、ジェンダーギャップの視点で課題を可視化し、課題を改善していく必要があります。加えて、解消をめざすという強い意識と社会全体の構造変革が必要となります。そこで解消に向けた取組の方向性等を示した「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略（以下「基本戦略」という。）」の策定に向け、有識者及び県内企業の経営者で構成する「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略検討会議（以下「検討会議」という。）」を3回開催し、議論してきました。

1 これまでの経緯

会議	主な議題	基本戦略 (中間案)
第1回検討会議 (R7. 3. 21)	三重県の現状と課題	→ 第1章 第2章
第2回検討会議 (R7. 7. 16)	めざす姿	→ 第3章
第3回検討会議 (R7. 10. 7)	解消に向けた3つの戦略	→ 第4章

(1) 第1回検討会議（令和7年3月21日）

基本戦略にかかる基本的な考え方や三重県におけるジェンダーギャップの現状と課題について、データ等に基づき議論しました。

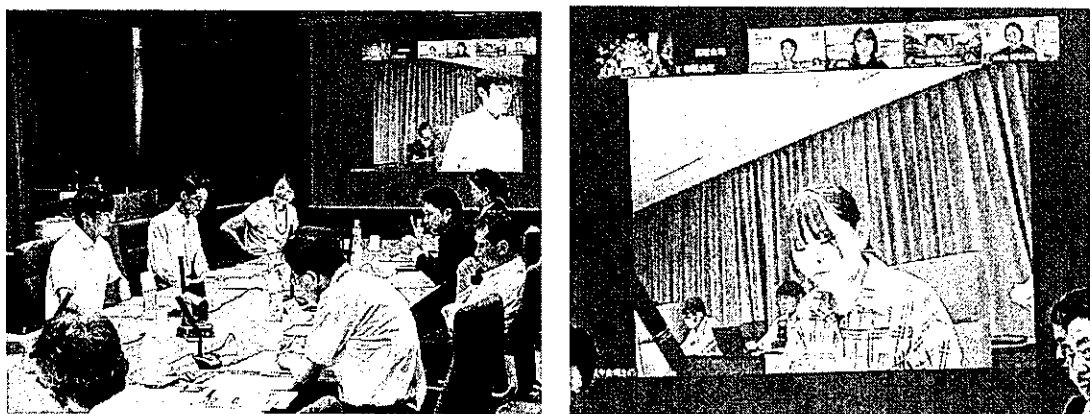
(主な意見)

人事、評価に関する制度	・ 中小企業は、人事、評価、賃金などの制度がないところも多く、アンコンシャス（無意識）な評価がある。(小安委員)
子育てとの両立	・ 育児休業復帰後に時短制度を採用することで、評価制度や人材育成対象から外れ、その先のキャリアが塩漬けになる(マミートラック)。(国保委員) ・ 子どもがいるだけで残業できず基本給のみで稼げなくなる、いわゆるチャイルドペナルティと呼ばれる現象が存在。(国保委員)
性別役割分担意識「働きやすさ」と「働きがい」	・ 三重県はかなり性別役割分担意識が根深く、家事に関しては女性の方が役割分担意識が強い。(石阪委員、大西委員、小安委員)

	・性別役割分担意識が強い背景には、経済的に豊かな地域であることが関係している。(山川委員) ・三重県は社長の年齢が若く、後継者不存在率が全国で一番低い。こうした強みを生かしていくべき。(山川委員)
今後の議論が必要な課題等	・三重県は東京をめざすべきなのか、三重の強みを生かすべきなのかを考える必要がある。(石阪委員) ・めざす姿を議論する際には、当事者である若者の声を聞きたい。(石阪委員)

(2) 第2回検討会議(令和7年7月16日)

第1回検討会議で有識者からいただいた意見を受けて、強みや特徴を生かした三重県のめざす姿について、首都圏へ進学した若者や県内の大学生にも出席していただき、議論しました。



三重県のめざす姿について考えを語る若者、大学生

(主な意見)

働くうえで重視すること	・「仕事のやりがい」や、リモートワークなどの「柔軟な働き方」、子育てとの両立や勉強時間が確保できるなどの「ワークライフバランス」を重視して仕事を選ぶ。(若者、大学生)
めざす姿	・「自己実現」をいかに三重でできるかを基本戦略に書き込むと良い。(石阪委員) ・経営者が若いという強みを生かし、先進的な取組をしている企業やスタートアップなど若手への支援を押し出したブランディングが必要。(山川委員)
アンコンシャス・バイアス	・男女共に働き、共に育てるという「三重スタイル」を打ち出していくとよい。(榊原委員)
仕事と子育て等の両立環境整備	・若者の「仕事を頑張りたい＝子どもを諦める」という認識を変え、「全てを実現させてあげられる」というメッセージを打ち出す。(国保委員、千田委員)

東京と地方のギャップ	・学生時における東京との体験格差を乗り越える、または三重県ならではの特別な体験ができるという政策があればよい。(小安委員)
------------	---

(3) 第3回検討会議（令和7年10月7日）

第1回検討会議で議論した三重県の現状と課題や、第2回検討会議で議論した三重県の強みを生かしためざす姿に加え、解消に向けた3つの戦略（取組方向）を記載した基本戦略の中間案について議論しました。（資料3）

2 今後の進め方

今後は、パブリックコメントや「人口減少対策・人材確保に向けた産学官連携懇話会」、市町など、さまざまな立場の方からの意見をふまえ、基本戦略を策定します。

参考：検討会議の委員

浅井 雄一郎	株式会社浅井農園 代表取締役社長
石阪 督規	埼玉大学 教授
大西 晶	株式会社志摩地中海村 代表取締役社長
国保 祥子	静岡県立大学経営情報学部 准教授
小安 美和	株式会社 Will Lab 代表取締役
榊原 智子	恵泉女学園大学 客員教授
千田 良仁	皇学館大学現代日本社会学部 教授
山川 大輔	三重化学工業株式会社 代表取締役社長

※五十音順 有識者：5名 県内企業の経営者：3名

(6) 広域連携の取組（知事会議の開催結果）について

1 第35回紀伊半島知事会議

(1) 開催日 令和7年7月15日(火)

(2) 開催場所 三重県志摩市

(3) 概要

- 各県における南海トラフ地震等の大規模災害に備えた半島防災や林業振興に向けた取組事例を共有するとともに、紀伊半島アンカールートの整備推進、熊野川流域の総合的な治水対策および土砂災害対策について国へ要望することなどを確認しました。
- 一見知事からは、南海トラフ地震に備えた取組や近隣県による更なる連携を図るため、次の紀伊半島知事会議を見据え、半島防災の強化に向けた一定の成果を得ることを目標に議論を進めていくことを提案し、各知事が確認書である「半島防災に関する みえ合意」に署名しました。

2 全国知事会議

(1) 開催日 令和7年7月23日(水)～24日(木)

(2) 開催場所 青森県青森市

(3) 概要

- 排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指す「青森宣言」を採決しました。一見知事からは、外国人材なしに、三重県の経済も日本経済も回らない状況であることや、根底にある人口減少問題解消のためには国に人口減少政策を総括推進する「庁」レベルの司令塔の設置が必要であることなどについて発言しました。
- その他、地方が直面する様々な課題に対する提言等について意見交換が行われました。その際、一見知事からは、「医療専門人材の育成について」として、助産師養成に係る実習要件の弾力化、「ジェンダー平等の実現に向けた提言」として、厳しい経営状況でもジェンダーギャップ解消に取り組もうとする中小企業への支援、「国土強靱化の推進、交通ネットワークの整備・維持及び持続的な観光立国の実現に向けた提言」においてライドシェアをはじめとした地方の交通空白の解消に向けた取組に対する支援の拡充、「大規模災害への対応力強化に向けた提言」として、空中消火の実施の必要性などについて発言しました。

3 令和7年度東海三県二市知事市長会議

(1) 開催日 令和7年9月8日(月)

(2) 開催場所 岐阜県岐阜市

(3) 概要

- 若者・女性に選ばれる地方を実現するための魅力ある働き方職場づくり、南海トラフ地震対策、第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会開催に向けた取組について意見交換を行いました。
- 三重県からは、三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略（仮称）の策定等に取り組むことや能登半島地震を踏まえた本県の取組、市町への支援の強化等について説明しました。